

第1 監査の対象

健康福祉部(健康増進課、地域福祉課、介護・高齢福祉課、障がい福祉課、生活支援課)

第2 監査の期間

平成30年1月5日から平成30年3月22日まで

第3 監査の方法

平成29年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準(平成27年8月27日全国都市監査委員会制定)に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 収入に関する事務

ア 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。

イ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 補助金の交付に関する事務

ア 補助金の交付目的に沿って補助要綱等が整理されているか。

イ 補助金の交付決定に係る審査は、適正に行われているか。

ウ 補助金の使途及び補助事業の履行の確認は、適切に行われているか。

(3) 契約の方法及び手続

ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。

イ 随意契約による場合、競争性、透明性は確保されているか。

ウ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- (2) 支出に関する事務
 - ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。
- (3) 契約に関する事務
 - ア 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。
- (4) 財産管理等に関する事務
 - ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
 - イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。
 - ウ 庶務事務は適正に行われているか。
- (5) 指定管理に関する事務
 - ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。
 - イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

健康福祉部の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のものは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 収入に関する事務

ア 行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの

使用期間が6か月以上の電柱等に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。

(地域福祉課、介護・高齢福祉課)

イ 調定決議の時期が遅延していたもの

生活保護法第63条に基づく返還金及び同法第78条に基づく徴収金において、

返還等の決定から調定決議までの処理に相当の期間を要していたものがあった。

(生活支援課)

(2) 財産管理等に関する事務

ア 賃金の支給に誤りがあったもの

臨時職員出勤簿の記入誤り等により、賃金の一部が未支給となっていた。

(健康増進課、障がい福祉課)